

事務連絡
令和3年12月27日

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
日本税理士会連合会
全国社会保険労務士会連合会
日本弁理士会
日本海事代理士会
日本行政書士会連合会

御中

総務省自治行政局住民制度課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり令和3年11月25日付け総行住第143号総務省自治行政局長通知を发出了しました。

内容としましては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更について、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた期日を令和4年1月11日に定めたものです。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

自治行政局住民制度課

担当：平野係長

市川事務官

中澤事務官

電話：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592